佐賀市教育委員会の委員の定数に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成２０年　　月　　日

佐賀市長　秀　島　敏　行

佐賀市規則第　　号

佐賀市教育委員会の委員の定数に関する条例の施行期日を定める規則

佐賀市教育委員会の委員の定数に関する条例（平成２０年佐賀市条例第３１号）の施行期日は、平成２０年１１月５日とする。